

津島市介護保険福祉用具購入費の受領委任払に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく福祉用具購入費等の支給を受ける居宅要介護被保険者等の一時的な経済的負担を軽減するため、福祉用具購入費等の受領委任払の実施及び事業者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「居宅要介護被保険者等」とは、法第41条に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 「福祉用具購入費等」とは、法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費をいう。
- (3) 「サービス事業者」とは、法44条及び法56条に規定する特定福祉用具の販売事業者をいう。
- (4) 「受領委任払」とは、被保険者等が福祉用具購入費等のうち、自己負担分をサービス業者に支払い、サービス事業者が被保険者等の委任を受けて、津島市から福祉用具購入費等の支払いを受ける方法をいう。

(受領委任の対象者)

第3条 前項の規定による受領委任払は居宅要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当する場合は行わない。

- (1) 法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた福祉用具購入費等であるとき
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき
- (3) 法第67条第1項又は同法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けているとき
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき

(事業者の登録)

第4条 受領委任払により福祉用具購入費等の支払を受けようとするサービス事業者は、あらかじめ、介護保険福祉用具購入費の受領委任払についての承諾書（様式第1）及び業務概要等届出書（様式第2）により市長に届け出て、登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、受領委任払取扱事業者（以下「登録事業者」という。）として登録を行ったときは、登録通知書により当該登録事業者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出等)

第5条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、特定福祉用具の販売事業を廃止、休止、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに廃止・休止・再開・辞退届出書により市長に届け出な

ければならない。

(事業者の登録の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 居宅要介護被保険者等の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払制度の利用を拒否した場合
- (2) この告示に定める所定の手続きを行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (4) 不正手段により第4条の登録を受けた場合又は福祉用具購入費等の請求を行った場合
- (5) その他、市長が登録の取消について必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、取消通知書により当該取消を受けた登録事業者に通知するものとする。

(福祉用具購入費の申請)

第7条 受領委任払により福祉用具購入費等の支給を受けようとする居宅要介護被保険者等は、あらかじめ、当該受領委任払に係る登録事業者の同意を得て、介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書・委任状（受領委任払い用）（様式第3）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉用具購入に要した費用に係る領収証
- (2) 福祉用具購入に係る総費用額明細書兼確認書（様式第4）
- (3) 福祉用具サービス計画書の写し
- (4) 購入した福祉用具のパフレット等の写し

(委任等)

第8条 第7条の場合において、特定福祉用具の販売を行った登録事業者は、居宅要介護被保険者等からの委任を受けた時は書類提出の代行を行うことができる。

(支給の決定及び支払)

第9条 市長は、第7条の規定により申請があったときは、速やかに審査し、福祉用具購入費等の支給の可否を介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書（様式第5）により当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により福祉用具購入費等の支給を決定した時は、福祉用具購入費等を登録事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(報告)

第10条 市長は、福祉用具購入費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し、福祉用具購入にかかる事項について報告を求めることができる。

(返還)

第11条 市長は、登録事業者が受領委任払によって不正に福祉用具購入費等を受給したことを確認したときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、同年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。